

＼10 月から開始／ 東浦町に通話録音装置を導入します

住民サービスの向上及び業務の適正な執行の確保を目的に、東浦町への通話を自動で録音できる装置を設置します。

●通話録音装置について

電話すると通話を録音することを伝えるアナウンスが流れ、その後、電話交換につながります。役場からの着信はアナウンスが流れず通話録音が始まります。

●今後の予定

・周知

2025 年 9 月号「広報ひがしうら」及び町ホームページで住民へお知らせ

・開始時期

2025 年 10 月 1 日（水曜日）から通話録音を実施



■問い合わせ

東浦町行政課 ☎ 0562-83-3111(内線 244) 担当：竹内